

# 公用車貸出制度について

## ○制度の概要

自治会やPTA等の市民団体が行う美化・清掃活動やスポーツ・文化活動等の公益活動を支援するため、市の業務に支障のない範囲内で、市民団体に対して公用車（貨物車両）を貸出する制度です。



### ○対象団体

自治会、PTA、スポーツ少年団、子供会、愛護班及び高齢クラブ等の市内で活動する市民団体（1市民団体における公用車の使用は、同一年度内に6日までとします。）



### ○対象活動

環境美化活動、スポーツ・文化活動、防災・防犯活動及び安全交通活動等の公益活動



### ○貸出日及び貸出時間

土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の午前7時から午後7時まで  
ただし、市が業務で使用する日、12月29日から翌年1月3日までの日及び市長があらかじめ定めた日を除きます



### ○貸出料金

公用車の貸出料金は無料です。ただし、燃料費その他の実費は、使用団体の負担となります。



○貸出車両  
2トントラック  
1.5トントラック  
軽トラック

### ○使用申請

公用車の使用を希望する市民団体は、公用車を使用する日の1ヶ月前から7日前までの間に、貸出公用車使用申請書兼誓約書（様式第1号）に運転者の運転免許証の写しその他必要な書類を添えて、管財課まで郵送又は持参（平日の午前8時30分から午後5時まで）してください。

## ○加入任意保険

市が加入している任意保険の補償内容は、次のとおりです。交通事故により、補償内容を超える損害賠償費用が発生したときは、原則、使用団体に負担していただきます。

- ・対人賠償（無制限）
- ・対物賠償（無制限）
- ・人身傷害補償（無制限）
- ・無保険者傷害（1名につき2億円）
- ・自損事故（1名につき 死亡1,500万円 後遺障害2,000万円）

## ○お問合せ

松山市役所 理財部管財課（車両管理担当）

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2 本館4階 TEL 948-6753

詳しくは 松山市ホームページ→【各課一覧】→【管財課】→【公用車貸出制度】  
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp>

